

Title	ワイマール共和国における人民保守派(I) : 新保守主義の一試行
Sub Title	The "People's conservative" in the Weimar Republic : an attempt of the new conservatism (I)
Author	大嶽, 卓弘(Odake, Takahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.53(159)- 77(183)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0053">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0053</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ワイマール共和国における人民保守派（I）

—新保守主義の一試行—

大嶽卓弘

- I 保守主義の中での人民保守派・序に替えて
- II ワイマール共和国における右翼・ブルジョワ勢力と保守主義
- III 敗戦の中での新しい理念の模索
- 1 国家人民党創設
- ii 国家人民党に結集した保守派の理念
- iii 国家人民党内左翼の党外における結びつき
- IV 国家人民党の展開「国民的反対」と「積極的協力」(以上本号)
- V 人民保守派の成立
- 1 対立の激化と勢力の逆転
- 2 ヤング案問題と人民保守派の成立
- VI 結びに替えて
- I 保守主義の中での人民保守派
- 一九一八年の敗戦は、ドイツ国家及び同国民に多大な影響を与えた。それはあらゆる場面において抜本的転換を促し、国民のそれぞれが各状況、位置で根本的対決を迫られた、歴史上の一つの画期をなすものであった。そのような圧力を政治の分野で特に強く被ったのが、戦争前直接政権を持ったとは言えぬまでも第二帝政の政治的支柱の一つであった右翼諸勢力であつたとしても、何ら不思議はない。彼らは単に「勝利の平和」を失つたのみならず、基本的世界観に打撃を受けたのであつた。
- 政治理念上では彼らを保守主義という大枠で括ることができ。第二帝政を保守することを志向し、ビスマルク的国家秩序を守らんとして、例えばプロイセン三級選挙法を死守したこれらの勢力は、しかしながら新たに成立したドイツ第一共和政を同じライヒ (Deutsches Reich)<sup>(1)</sup>として単純に保守するわけにはいかなかつた。現状を肯定し、皇帝を頂点とする権威主義政府を本質的に支えた旧来の保守主義は、革命によって存在価値を失つた。一九一八年から翌一九年にかけての自由主義による「権力掌握」に
- ワイマール共和国における人民保守派（I）

よって、從来反自由主義的方向性を持つて生まれ、育ち、同時に現状維持を目指してきた保守主義は、その反自由主義を放棄するか、それとも現状社会の擁護・保持志向を断念するかの二者択一の前に立たされたのであった。

ドイツ保守主義が直面した「二者択一」という避けることのできない問題に対しても、様々な対応がなされた。<sup>(2)</sup> 対応の多様性の背景には、戦争体験及び戦争そのものがもたらした旧世代と「青年」<sup>(3)</sup>世代の隔絶した意識差がある。後者は特に前者を反動的と見なして、それらと自己との区別を明確にすることを望んでいた。ここに語る青年世代の保守主義は、新保守主義、新ナショナリズム等の名で総括されるが、その基本理念の一つには「保守主義革命」(Konservative Revolution)の考え方がある。この「見自己矛盾する概念の中に、彼らが示した「転換期の二者択一」に対する模索が見い出し得るであろう。彼らは古いものにしがみつくだけのドイツ国権主義(Deutschnationalismus)を前世代の反動主義として排除すると同時に、この転換期において新時代への適応不能を露呈している古き自由主義をも否定する。そしてドイツ国家の特性を踏まえ、時代を超えて目指されるべき理想のライヒを設定し、それを保守することをもって自己の使命としたのである。こうして彼らは保守すべきもの、永遠るべきものを持つに至つたが、現実のドイツ国家はそのような状態ではない。ゆえに、それを獲得する為の闘争過程において彼らは初めて革命的たり得たのであった。「青年保守層」の保守主義革命理念は、同層を規定する主要な要素の一つである。理想となるライヒの像について

は、例えばメラー・ファン・デン・ブルックの「第三帝国」<sup>(4)</sup>や、後になるがペーペン時代標榜された「新國家」<sup>(5)</sup>が例の一つとしてあげられよう。これらの諸像に共通しているのは、共和政の主要な支柱の一つである議会主義理念の否定もしくは克服であった。

こうした青年保守層の中で、具体的政治集団として共和政末期に出現し、国家の危機的状況で特にブリューンク政府に密接な協力関係を持ったのが、人民保守派と呼ばれるグループである。同派は数的には、例えば国会に送り出した議員数を見ても判るようになるに足らぬものであったが、そのイデオロギー的影響力及びブリューンク以降の諸政府に対する密接な関係から、共和政末期の政治状況に大きな役割を果たしたものと言える。彼らは青年保守主義が持つた数少ない政治集団の一つであった。ここで年保守主義が持つた数少ない政治集団の一つであった。ここでは、人民保守派の政治的系譜とその成立までの経緯を辿り、共和政体に対応して模索された新しい保守主義の在り方を考察したい。

先に述べたように人民保守派の源流は、敗戦に際して生じた青年保守層及びそれを取り巻く諸政治勢力の試行の中についた。明確な組織的形体をもつて現れるのは共和政も末期一九二九年一九三〇年であるが、その運動としての系譜は敗戦直後の保守派全体の時代適応にまで溯ることができる。組織としての出現では確かにドイツ国家人民党という一政党の分裂の形をとっているが、そこには必ずしも人民保守派の起源が同黨のみにあることを意味するわけではない。人民保守派の運動は、ワイマール共和政が特に大きな転換を示した一九二九年前後に結晶されたが、それ以

前の立憲主義的安定期における潜在的に底流として流れじたものだった。又危機的状況での対処と云ふ性格を現しても判

る所に、ライマール共和国の一度の危機の後者における立憲主義が現した人民保守派が、一九一八年—一九二三年の最初の危機に現する保守派及びの周辺に位置する諸勢力の対応と強く関連を持ったことである。見逃すにはいたらない。

理論上の先駆として、アダム・スミス・カーネギー(A. Carnegie)や忠心としたキリスト教系労働組合の中道国民党的新政党

精神、大臣クラブの活動をも取のあわて考察し、中心となる國族

人民院内の動かし供給して人民保守派の像に迫つた。

## 註

(1) ライマール共和国の正式名称は帝政期同様 „Deutsches Reich“ だった。

(2) Vgl. Mohler, A., Die Konservative Revolution in Deutschland 1918-1932, Stuttgart 1950; Sontheimer, K., Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik, Die Politische Ideen des deutschen Nationalismus zwischen 1918 und 1933, München 1968, S. 143ff.; Kaufmann, W., Monarchism in the Weimar Republic, New York 1953, pp. 53-55.

保守勢力の退潮は、既に第一帝政下で進行つてゐた。一九一一年に社会民主党が帝国議会第一党になつた時、ドイツにおける政治の潮流が保守勢力を置き去りにして進むべつてこののは明白なものとなつてゐた。保守勢力の陣営とのゆきゆき問題があつた。悪しかつて分裂の風潮は、彼のをくへつかの、ある場合決定的対立にあつて得る要因を持つたグループに分けていた。

最大の勢力と面倒共に認めていたのがライマール保守党だね。国民党は基本的にヨンカーレの利益を代表するが、第一義としていたが、ビスマルク時代を経てウイルヘルム二世の絶世の至らの國家主義化が推進され、農業家同盟(Bund der Landwirte)の強き影響に入つて思想上の硬直化傾向を強められた。主婦選挙後の国民党はよろよ国家依存の方向に走り、プロレマーリー共和国、Ein Beitrag zur Ideengeschichte der

Weimarer Republik“ in: Historische Zeitschrift 190, 1960, S. 58f.

(4) Vgl. Moeller van den Bruck, A., Das dritte Reich, Berlin 1923.

(5) Bracher, K. D., Die Auflösung der Weimarer Republik, 5 Aufl. Schwarzwald 1971, S. 471ff.

## H ライマール共和国における右翼ブルジョア勢力 と保守主義

### 1 敗戦の中での新しさ理念の模索

#### 1 國家人民党的創立

主化に對決する姿勢を鮮明にした。

帝国の統一過程にあつた一八六八年、ビスマルク支持を旗印に保守党から分離結成されたのが自由保守党である。同党の基本姿勢を理念的に表わすとすれば、いわばあらゆる社会主義的・急進的・反動的運動に反対する、穩健で立憲君主主義を志向する立場であると言えよう。その社会的構成を見ると、保守党がプロテスタンクト色の強いプロイセンの大土地所有者、高級官吏、將校等を支持層に持つていていたのに對し、インテリ、アカデミズム層にも支持者を有し高級官吏を中心的基盤を置いていた。しかし一方で同党の「兵士を持たぬ將校」党としての性格は、政治の大衆化が進む中で国民の間に組織的影響力を及ぼすことを難しくしていた。<sup>(2)</sup>

この二党は、多少の差異こそあれ基本的にプロイセン・ドイツの伝統的保守主義の系譜上にあつた。しかしウイルヘルム一世治下、社会的にも政治的にも大衆化現象が顕著となり、その前提となる工業化がドイツ国家全体を大きく変貌させると、新しい傾向の保守主義が様々な基盤から生ずるようになつた。ここに成立した保守主義の諸潮流は、一九一八年の敗戦と革命に際してその対応に差をもたらす基盤をなし、下っては一九二九年—一九三〇年の人民保守派運動成立に際しても運動の底流として大きな意味を持ち続けるものである。

新しい潮流の代表的なものの一つとしては、一八九四年に成立した全独連盟 (Alldeutscher Verband) があげられる。同連盟の最大の主張は、帝国主義段階に入った国際社会の中でドイツがその生存・発展に必要な領土を持たねばならない点等にあり、積

極的な对外進出が求められていた<sup>(3)</sup>。この考え方の根底には、重工業資本の利害と一致した認識がある。これは後の祖国党に連続していく帝国主義的方向性を持ち、保守党本来のウンカーリ農業的保守主義とは一線を画する筈のものであった。国内における反民主化という共通の旗印の下、保守党と全独連盟の間に際立った差異は見られにくかったものの、この時期に出発し、以後成長を遂げていく同連盟の独自のdirection性を見逃すことはできない。

新しい保守主義のもう一つの芽ばえとしては、その起源が多少溯るがビスマルクによって社会主義者鎮圧法が公布された一八七八年、ウイルヘルム一世の宮廷牧師であったアドルフ・シュテッカー (Adolf Stoecker) によって始められた、保守派の側から労働者階級取り込み運動がある。間もなくキリスト教社会労働者党 (Christlich-Soziale Arbeiterpartei) を結成して一つの政治勢力を形成する彼らは、当初の動機・理念において比較的單純なものから出発したもの<sup>(4)</sup>、二十世紀に入る頃保守党との協力体制から脱し、保守派の中では唯一つの労働者層を持つ集団として独自な展開を見せるようになった。彼らの数的微弱さは、労働者勢力と接触を持つという特質によつて十分補われ、又南西部地域をその基盤としていたことは、保守党などにない柔軟性を彼らに与えていた。これらのこととに加えて労働組合組織を通じての横のつながりは、他の保守勢力には見られない程の大衆性と、他勢力との接觸頻度の高さをもたらした。それゆえ敗戦時の保守派の窮地の中で、この派は事態の判断・対処において柔軟性と先進性を示すことができたのであった。

又もう一つの新しい芽ばえとして、いわゆる反セム主義的群小諸政党を形成していたグループがある。ドイツ社会党、ドイツ改革党などという政党を創ったこれら国粹派も亦、伝統的保守主義とは別の新しい要素を含んでいた。即ちそれは、この派の本質的性格としての大衆への働きかけという要素である。彼らも數的微弱さの割には大きなイデオロギー的影響力を持っていた。

こうして見て来たように二十世紀初頭のドイツにおいて、保守派はかなり広範に分立している状況であった。一方で社会民主党の台頭に代表される厳しい外的環境の中で保守派は守勢に回らざるを得ず、他方で保守派自身の内部の相違点も深まつていった。戦時下の帝国議会において、社会民主党、進歩人民党、中央党といつた多数派が諸政党連合委員会 (Interfraktionelle Ausschluß) を形成して政局に発言権を増大させていた時、保守党の影は日に日に薄くなつていくばかりであった。そして一九一七年 (F. Behrens) が賛成票を投げるに至つた時、もはや保守勢力の分立は明白となつた。これは保守党自身が怖れたように、伝統的保守主義とは異なつた大衆志向性を持つた勢力が保守派の中で台頭して来たことを意味している。ここで言う大衆志向勢力には国粹派やキリスト教社会派が妥当しよう。

新しい保守主義に対し旧い保守主義、即ちドイツ保守党が立てこもつた最後の牙城が祖国党であったが、そこには既に全独連盟に代表される保守党とは別の新要素が入り込んでいた。そして祖国党グループの唱える「勝利の平和」「併合の平和」が究極的失

敗に終つた時、ドイツ保守党や農業家同盟が長く保ち続けてきた保守派全体の中での優位は揺らぎ、同時に新しい保守の像を求めての試行が各所に胎動し始めたのであった。新しい保守運動の側では、キリスト教社会派がムム (R. Mumm) とベーレンスの論争の中で統一右翼保守政党創立への動きを示している。しかし注目されるのは、やはり最大保守グループとしての保守党の動向である。ここでも敗戦という外的圧力が加わる直前の一九一八年夏、党内部から時代に適応せんとする試みが現れている。即ち党首ハイデブランク (E. v. Heydebrand und der Lasa) とヴェスター (K. Graf v. Westarp) はが、この時期自党綱領改正の必要を認めていたといわれる事実がある。しかしながら同党の中に、実際に綱領改正の為の委員会が発足したのは一〇月に入つてからであり、その任務を一通り終えたのが一月六日といつよう。それに、同時期の急変する事態を考えた時余りに悠長な対応であった。それは又保守党の事態認識そのものを雄弁に物語つている。この後、一二人委員会と呼ばれていた保守党幹部会が他の政党勢力と協力する為の委員会を設けるに至つたものの、積極的働きかけを行うところまで行かずには革命勃発を迎えることとなる。この委員会の最初にして最後の会合は一月一日、出席者不足で流会となり、保守党内部からの新事態への対応自体、後手後手に回つた挙句周囲の動きに圧倒されていったのであった。

以上のような第二帝政下の保守派の状況を概観すると、次のように素描できる。即ち彼ら保守主義勢力の多元化が進んだこと、しかし分立状況は各グループにとって不利であったこと、その結

果それぞれのイニシアチブにおいて統合・強化の模索が行われたが各派の思惑もあって仲々成功しなかったこと等である。

一月九日に勃発したドイツ革命は、保守派諸勢力の危機感を極度に高めた。既に帝政中葉以来陰に陽に現れてきた保守派の分裂・退潮を目のあたりにして、保守派の一部は提携・合同を手段とする政治的発言権確保の方向に動いていた。しかしそれが決定的推進エネルギーに欠けていたことは前に見た通りである。その推進力を革命が与えた。大土地所有者は土地収用を、大資本家は「社会化」を、そして教会勢力は国家保護の撤廃を怖れた。こうして、革命から可能なだけ多くのものを救おうという共通理解が生じ、保守派の結束の必要は誰の目からも明らかなるものとなるに至る。総選挙における得票実績が帝政末期に下向傾向を見せていた点<sup>(9)</sup>、又周囲の急進化に伴って保守派の敗戦責任論が高まつたことなどによって、新組織を形成して旧い責任から逃れること、即ち過去と絶縁することが焦眉の急となつたことは理解に難くない。

偶然のきっかけが事態展開の堰を切つた。自由保守党員ガンプ・マッサウネン(Freiherr v.Gamp-Massaunen)のブルリンにおける葬儀に際して一同に会した保守各派の指導的人物は、その時局認識において一致を見、その場で合同を前提にした自由委員会(Freie Kommission)なる組織を成立させた。この後も各派の利害調整は難航したが、ともかく目前に迫つていた国民議会選挙が彼らの相互の妥協を促すこととなり、一月二十四日、帝政下での保守系四党を母体にした新党ドイツ国家人民党が成立しその創

立宣言を発表するに至つたのであつた。<sup>(10)</sup> この一連の動きには保守各派が総体的に関与していたが、それぞれの取り組みには微妙な違いがあつた。特に距離を置いた態度を取つたのが、自己の独立性と優位の喪失を怖れた保守党である。ヴェスタルプ・ハイデブラントといった保守党指導者は、党を解体して新党に参加することを望まなかつた。様々な曲折の末にヴェスタルプら保守党五人委員会が、「新しい時代の使命が要求しているものに対応する為、新しい精神に切り替える」準備がある、という声明を出しながら、同じ一月二十四日発表の国家人民党創立宣言においてヴェスタルプ・ハイデブラントらの署名は意識的になされていない。<sup>(11)</sup>

曲折を経て発表に至つた国家人民党創立宣言の特徴は、次のようなものである。即ちそこでは帝政への心情を多少残しながら、ドイツ民主党綱領と見紛うばかりの社会政策、婦人問題認識、議会主義への信仰告白が開陳され、共和政への基本的受容姿勢、キリスト教色の希薄化が打ち出されていた。ただこれらも、外的状況が余儀なくした保守派の仮の対応と見た方が妥当であろう。党名にある「ドイツ」は祖国愛に根ざし、「国家」はインター・ナショナリズムを標榜する勢力の対極に在ることを示し、「人民」党は一部に限らぬ広範な人民の支持を求めるとする現れであつた。<sup>(12)</sup>

国家人民党は、帝政下四保守政党の合同形態として出発した。保守党、自由保守党、キリスト教社会派、国粹派がそれであり、その他として人民党結成に加わらなかつた旧国民自由党右派の一部も参加している。新党指導部には、保守派の新たな出発という点を強調する為に前代の指導者、例えばトラウプ(D.G.Traub)、

ティルピッツ (A. v. Tirpitz) やヴァスタークルト (O. Hergt) を党首にしたのを始めとして、稳健保守派から多くの人物が立てられた。そこには彼らが試みた、自己の理念と共和政下での新事態の展開との適合が見て取れるであら。しかし保守党は上部組織、保守主義第一連合 (Hauptverein der Konservativen) を保持し続け、全独連盟、旧国民自由党右派等と共に新党における「後」祖国党的相貌を持った、そして隠然たる実力を持つ党内右派を形造っていた。<sup>(14)</sup> 又一方で新党内の「青年保守」勢力は、党内に国政活動共同体 (Staatspolitische Arbeitsgemeinschaft) を創り新しい保守主義を団結した。彼らの意味で、「右翼」に力点を置いた保守勢力の糾合よりもドイツ的大国民政党創設の方に関心を持ち、何よりも非社会主義的、国民的、(宗派にこだわらぬ) キリスト教的勢力の結集を問題にしていた。このグループは人民保守派の一つの源流となる。国家人民党は、党創立時からこのように異った考え方を持つ諸勢力を内包していたのであった。

同じことは党の支持団体についても当てはまる。世紀転換前後、社会の大衆化に呼応して——例えば政治上のそれは、普通選挙で選出される帝国議会の国政における比重が高まつたことから

も、見て取ることができる——それぞれ各政党は、力を増していくある大衆をその手中に收めない限り、将来的展望を持ち得ぬ状況に追い込まれた。本来であれば保守系各党も、下部組織の整備拡大をもってこれに対応すべきであった。他のいくつかの党はそれを行った。しかし国家の保護に甘んじて来た保守派は、例えばプロ

イセン三級選挙法改正を阻止するひとにむけてこの潮流にむしれ抵抗し、必要な面については傘下の利益団体により強く依存することをもつて、これに替えたのであった。以来保守派の政治活動に対する利益団体の影響力は、一層の増大を見た。そうした団体は基本的に国家人民党にも受け継がれ、同党に参加した団体はその実力を背景にしばしば党の政策に干渉した。やがしたものとして、農業家同盟の後身的存在である全国農村同盟 (Reichslandbund)、在郷軍人組織「鉄兜団」 (Stahlhelm)、全独連盟、ドイツ国家商店員連盟 (Deutschationale Handlungsgehilfen Verband-DHV) 等があげられる。

帝政期の保守系各党と比べて、国家人民党における地域的基盤の拡大、社会的支持層の幅の拡がりも同様に指摘される点であるが、ここでは同党における女性党员・女性票の比重の高さ<sup>(15)</sup>、そして従来の四党の地方組織をほとんどそのまま新党のものとしたため政治的にも経済的にも地方組織、特に選挙区が州、邦単位に設けられていた邦連盟 (Landes Verband) の独立性が高かつた点を指摘するに留める。

## ii 国家人民党に結集した保守派の理念

第二帝政期のほとんどすべての右翼保守勢力を内包して、国家人民党は成立した。しかしその各勢力は出自と理念においていくつかの、そしてある場合には根本的な違いを持っていた。出自については先に述べた。理念については、その相違点の明確に現れ

たのが敗戦に際しての爾後展望であったので、各勢力が持っていた現状認識、展望を検討する必要が生ずる。というのも、敗戦によって存在価値そのものが危くなつた保守派全体にとって展望を考察することは、そのまま新事態に対する姿勢を決めることであつたからである。

当時の保守派の理念は大きく三つに分けられる。保守党の系統にあるドイツ國權主義的ウンカーレ伝統保守派理念、帝国主義時代の子としての全独連盟に代表される侵略的帝国主義的保守理念、そしてキリスト教社会派及び青年保守層による新しい保守主義の理念である。本来これらを総括するものとして国家人民黨の綱領等公式見解がある筈であるが、先に見た創立宣言、一九一八年一月二十四日付国民議会選挙用アピール<sup>(18)</sup>、一九二〇年四月九日成立の党綱領の三者に代表される同党の見解は、率直に見てその時その時の周囲の状況、党内勢力配置の反映以外の何物でもなく、保守派全体の考え方を把握する為にはむしろ各勢力ごとの考えを分析すべきであろう。

保守党以来の保守主義理念とは、プロイセンドイツ的、福音教会的、ウンカーレ、帝政擁護主義等様々な概念で示されるものであり、第二帝政期までは國家機構に影響を与えてきたものであつた。しかしながらワイメール共和政期に入ると——既に二十世紀初頭以来その傾向が顕在化しつつあつたが——もはやこの派は、旧来の理念のみをかざしたのでは政治勢力として存続することができ困難になつてゐた。彼らは心情的に前代への強烈な愛着と帝政への思慕を抱いていたが、その背景となるべき新時代への展望

を持ち得ず、結局のところ反共和政姿勢で共通点の多かつた全独連盟系のグループと共同歩調をとることによって、その存在を維持するに過ぎなくなつていった。両者の提携は、既に大戦中の祖国党として現れている。

全独連盟を中心とする帝国主義的保守主義グループの敗戦に当つての考え方・展望は、一九一九年八月のバンベルク声明に端的に示されている。同連盟の基本的な考え方は、敗戦について全く責任無しとは言えない戦時下の彼らの行動の非——例えば無制限潜水艦作戦唱導の責任——を一切認めず、ひとえに敗戦理由を多数派諸政党の平和政策によつて国民の戦闘意志が弱められたこと、そして一九一八年秋にはまだ可能であつたとされる事態好転への努力を、戦時内閣が怠つたことに帰着させる点にあつた。こうした立場に立つて戦後の同連盟の指向性を規定する出発点となつたのが、バンベルク声明であつた。そこでは、強力なるドイツ帝国再建、同じく強力なドイツ国防軍再建、奪われた領土の奪回、オーストリアのドイツ編入、在外ドイツ人の保護支援、民族・國家及び個人の生活をドイツの特性にふさわしく再形成すること、青少年運動への国粹精神導入、人種上でのドイツ民族の計画的純化、ユダヤ支配に対する闘争等の主張が盛り込まれていた。<sup>(19)</sup>これらの主張においては帝国主義的領土要求と国粹主義的人種理論が基礎をなしており、共に保守党系の旧来の理念とは別の基盤の上に立つてゐると言える。しかしより注目すべきは、敗戦責任及び将来展望の考察において彼らが、議会主義化及び共和政の成立といった新事態を前にして何ら軟化することなく、帝政期以来の価

値観を保持し続けた点である。これは後に「国民的反対」(National Opposition) 路線として定着する共和政への本質的反対姿勢であった。

最後に、新しい保守主義を志向したグループの理念を検討する。その代表としてあげられるのが、ベルリン大学で歴史を論じ保守党系クロイツァイトウンク紙に論説を載せていたオットー・ヘッチ (Otto Hoetzsch) の覚え書きである。<sup>(21)</sup> 一九一八年一月五日という決定的時点の日付を持つこの覚え書きは、新しい時代の到来を踏まえた上で保守党が今後いかに在るべきかを示した

ヴィジョンの代表的なものであった。彼は基本的に一月革命によって進行しつつある変革を、訂正不可能なものとして認識することから出発する。従来の姿勢を保守党が続ければ当然そこに未だはない。そこで保守党が採るべき対応とは、従来のいわば国家寄生的、寡頭制政党から大衆的基盤の上に立った国民政党への転換であった。こうした方向性の指標が、三つの点について与えられている。第一に、国民政党となる為の保守派の結集が必要であるが、その結集は民主的大衆基盤の上に立つてのみ成功するといふ点、第二に、その為のブロックは保守党のみが形成し得ること、第三に、こうした新編成運動において主導権は従来同様古いプロイセン貴族のみが保持し得るし、又そうせねばならないことである。<sup>(22)</sup> これら三原則に従って、実際に今後彼らが行なっていくべき細目が与えられる。第一の指標について言えば、ここで直接連合が画策されている相手勢力とは自由保守党と国民自由党の一部右派であり、出来得れば国民自由党主流もそれに含まれていた。

これまで見て来た展望は、敗戦・革命に直面した時点での保守系各勢力のイデオロギー的対応を表わしている。そしてその後の政治的展開における目安ともなるものである。ともあれ、こうした様々な勢力を糾合したドイツ国家人民党は、一九二〇年四月九日に党綱領を作成し、その統一指針たらしめんとした。<sup>(23)</sup> そこでは君主政復活が明文化されて唱えられている他、保守各派の主張が混ぜ合わされ盛られている。

かくして国家人民党はその歴史を歩み始めたが、特に党内左派を形成した人々——キリスト教社会派及び青年保守派、両者は人的に重複する事も多い——は、常に独自の政治的方向性を保持し続けた。即ち国家人民党という「結果」に満足せず、別の枠組みでの集合をも考え続けたのである。その成果に関わりなく、そうした構想を跡付けることは彼らの目標す所を知る上で重要である。次節ではこうした集合運動、横のつながりを二つの例について検討したい。

## iii 国家人民党内左翼の党外における結びつき

敗戦と革命による保守派の価値転換、新時代への適応は、一応国家人民創立をもって結晶された。しかし必ずしも成立した國家人民党が、各保守勢力の目指した唯一の答ではない。キリスト教社会派及びその周辺が目指した方向は国家人民黨の枠のみでは満足されず、他勢力との協力・提携が模索され続けた。シュテーガーヴァルト<sup>(24)</sup>による、キリスト教系労組組織を基盤にした新政党設立運動はその一つの典型を示していると言えよう。

そもそもキリスト教系労働組合運動は、十九世紀以来続いて来たカトリック系や福音派系の労働組合連合の運動とは一線を画す、宗派を超えた基礎の上に運営されており、非社会主義的キリスト教的文化に労働者を結集せんと考えていた。一九〇一年、その種の組織としてキリスト教労働組合総連盟 (Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften-GcG) が成立してじるが、その委員長がシュテーガーヴァルトであった。彼は一方で DdGb を他の超宗派的労働組合——例えば DHV や農業労働者中央同盟 (Zentralverband der Landarbeiter-ZdL)——と結びつけながら、他方で一九〇三年に創られたドイツ労働者会議を共通の土俵にした非社会主義系労働組合の結集を目指した。一一月革命が起こると、社会主義勢力の優位の中でキリスト教系労組勢力は守勢に回らざるを得なくなつた。しかしそうした守りの立場だからこそ、非社会主義系労組勢力の結集が進展した傾向も見られる。一九一〇年一月一〇日に創立されたドイツ民主労

働組合同盟 (Deutsch-demokratische Gewerkschaftsbund-DdGb) は1100万人の構成員を擁し、キリスト教系労働組合、カトリック労働者会議系の人々だけでなく民主党、ヒルシュ、ドゥンカー系労組も含めた非社会主義労働者勢力の合流をうつっていた。DdGb 初代議長になつたシュテーガーヴァルトは、この組織を率いて新たなキリスト教的人民政党創立の方向に向かつた。同様の指向性を持った動きはカトリック陣営内でも見られ、カトリックドイツ人民連合 (Volksverein für das Katholische Deutschland) のハイハリュ・ブラウハベ (H. Brauns) は、中央党をプロテスタント勢力まで取り込んだ真にキリスト教的基盤の上に立つた政党に改組するよう提唱したが、これはライラント及び西部ドイツ全体に強力な反響を見い出したのみならず、ベルリンの中央党指導者にも一部共鳴者を生んでいる。このように、シュテーガーヴァルトの企図はこの時点で全般的好評を享受していた。しかし彼が望んだ、キリスト教系労働者を一つの政党の傘下に糾合するという点までは、周囲はついて行けなかつた。その最大の例は、いつまでもなくプロテスタント系であるキリスト教社会派、ベーレンスらの不同意である。即ちベーレンス、シュテーガーヴァルトをしてハンス・ベヒリー (H. Bechly) —— 彼は DHV 指導者の一人であった —— は、ドイツ労働者会議の議長団を務めたメンバーであったが、それにも拘らず政党政策上の合同は成し得ず、ベーレンスは国家人民党に傾き一方のシュテーガーヴァルトは中央党との従来からの結びつきを更新せざるを得なかつた。ここに見られるキリスト教社会派の姿勢

は、基本的に中央党勢力、とりわけエルツベルガーハーに對する保守派の疑惑に由来するものと思われる。しかしそれは政党段階でのものであり、組合段階でのベーレンス・シユテーガーヴァルトの協力を妨げるものとはならなかつた。とは言え新政党設立の挫折は、組合内部にも微妙に影響せざるには置かない。DdGbは一九一九年春、民主党との混同を避ける為、ドイツ労働組合同盟(Deutsche Gewerkschaftsbund-DGb)と改称したが、これはヒルシュード・ウンカーネ労組の反発を呼び、結局彼らを脱退させることになつてしまつた。共和政政府は産みの苦しみを脱しつつあつた。又社会全体も安定に向かって進んでいた。革命勃発に起源を持つ政界の再編運動は収束の方向に向かい一つあり、新編成なったDGbも、ワイマール共和政下でキリスト教を紐帶とする労働組合組織として、その地位を確定していく。キリスト教社会派を巻き込んだ、キリスト教的国民党創立の為の最初の企てはこうして成功を見ずに終つたのであつた。

じもあれDGbは一九一九年一一月二二日に正式発足を見、シユテーガーヴァルト構想の労働組合次元での成果として、たとえ民主党翼を失つたとは言いながらもその活動を展開していく。DGbは三つの大組織によつて構成されていた。工業労働者を代表するキリスト教労働組合総連盟(GcG)、ベヒリー指導下のドイツアンゲシユテルテ労働組合総連盟(GedAG)、ドイツ官吏労働組合総連盟(GddBg)がそれである。これら三者の中でも最も有力であったのが一〇〇万人からの会員を擁するGcGであり、一方でGedAGの有力構成組織としてDHVが位置していた。同

時期の他労組集団と比べると、ADGBの社会民主党やヒルシュード・ウンカーネ労組の民主党が持つていたような政党支持相關関係はDGbに薄く、右は国家人民党から左は民主党まで広いつながらを持っていた。そして、DGb傘下の各組織はそれぞれ主体性を保つたままで、各政党と関係を持ったのであつた。

一九一〇年秋、再びキリスト教国民的超宗派的政党の設立が現実の問題として浮上した。この背景には三つの事情があげられる。第一に、中央党が共和国成立前後の安定から一転激しい路線闘争の場になつたことであり、それはキリスト教系労働者が、自らの前途を託し得ないとと思わしめる意味を持つ<sup>(25)</sup>。第二に、人民党の中でキリスト教系労働者組織と並んで、労資協調主義に基くいわゆる「黄色」(gelben)労働組合が台頭し、同党首脳も後者を重用する方向に向かつたので、キリスト教系勢力の不満が高まつたこと、そして第三に、国家人民党系プロテスタント勢力と中央党系カトリック勢力がカッ普一揆をめぐつて意見の不一致を來たし、DGbそのものが危くなつたことである。これらの事情は、再びキリスト教的国民党創設の機運を高めた。一九一〇年九月に「労働運動と政策」という題で公表された覚え書きは、彼らの目指そうとした方向を明らかにしている。新党のあるべき理念は「ドイツ的」「キリスト教的」「民主的」「社会的」の四点であった。この構想には、後に首相となるブリューニング(H. Brüning)も加わっており、労組組織では特にDHVが関与した。今回もカトリックサイドでの新党への期待は強く、DHVも人民党内での経過に失望して新党に望みを託す形となつた。しかし結局、今回

も以前と同様国家人民党内プロテスタント系労組の中央党への疑念が、究極的成功を妨げる隘路をなした。そしてそれに呼応するかのように中央党首脳部は、シュテーガーヴァルトらの動きに冷たい視線を送るだけに終始した。

現実的政治勢力としてのキリスト教的国民党創出を志す一度目の企ても、こうして成功せずに終つたが、一度の失敗はいくつかの教訓を与えた。ブリューニンクなどは以後しばらく、国家人民党を除外した構想の方向に向かうこととなる。しかし注目すべきは、後に人民保守派の最大支持母体となるDHVの積極的合同志向である。アンゲシュテルテ組織はそうした政治勢力結集の触媒機能を、確かに持っていた。又国家人民党内キリスト教社会派も、けつして新政治勢力結集に反対であつたわけではない。中央党がイニシャチブを握るであろうような新政党に危惧を抱いたに過ぎないのである。そして後の一九三〇年、ブリューニンクが首相になりシユテーガーヴァルトが同内閣の労相に就いた時、正にブリューニンク・シユテーガーヴァルト内閣を支持してDHV支持の下に出現した政治勢力こそ、人民保守派なのであつた。

Gleichen-Russwurm'、メラー・ファン・デン・ブルック、エドアルト・ショタトナー (E. Stadtler) ら三名のうち、メラーを除く二人は確かにタートクライスの構成員であったが、クラブのメンバーはその政治的信条を超えて集まつた観がある。新保守主義系ジャーナリストとしてドイツ一般新聞のフェヒター (P. Fechter)、ドイツ展望のペッヘル (P. Pechel)、プロイセン年報のショット (W. Schotte)、大学教授を脱いと民主党系トレルチ、国家人民党系ヘッチ、中央党系マルティン・シュパーン (M. Spahn)、政界からは国家人民党的ヴェスタルプ、ヘルクト、中央党のシュテーガーヴァルト、ブリューニンク、そして社会民主党からも何人かが参加している。

六月クラブは、敗戦が生んだ団体であつた。基本的一致点としては反ボルシェヴィズム理念等もあげられようが、主たる結成の動機は敗戦・革命・祖国の崩壊に由来していた。ここに集まつた人々は、一九一四年における城内平和の理念を一九一八年の現実において再現せんと試み、祖国再建の為の同志的団体として同クラブを創つたのであつた。<sup>(29)</sup> こうした考えに基いて「良心」という雑誌が出された。その発行部数三〇〇〇という数に、彼らの数的規模を見る事ができるが、イデオロギー的影響力は侮れないものがあった。ともあれ同クラブに集まつた人々の顔触れを見ると、後に人民保守派の成立に関与した人間が多いことに気づく。青年保守派の一つの政治的表現としての人民保守派は、同クラブにおいても横のつながりを持っていたのであつた。又一九二〇年代初頭、新保守主義勢力の結集が、同クラブとの関連において

「新戦線」の名の下に行われたことがあるが、これにはD.H.V.のラムバッハ (W. Lambach)、ヘルマン・ウルマン (H. Ullmann)、クアベ (G. Quabbe) も加わっていた。頂度シユテーガーヴァルトが、キリスト教的国民党創立の為に奔走していた時である。

敗戦は保守派の価値転換を迫った。そして国家人民党創設がその転換の表面的結晶であった。しかし、結果として成功しなかつた集合運動、底流としての集合運動を、軽く考へることはできない。それらはすべて、一九二九年から一九三〇年にかけての人民保守派成立への伏線なのであった。

## 2 国家人民党の展開、「国民的反対」と「積極的協力」

敗戦・革命から始まつた様々な政治的集合運動の結果、保守系各派は国家人民党に参集することをもつて、一応の結論とした。

ワイマール共和政後期に人民保守派が分離するまで多少の分派活動はあつたものの、基本的には国家人民党を中心にして保守派は動いていく。しかし、その目標、戦略において大幅な多様性を持つ党内各勢力は、いくつかの重要な政治的事件を経て対立、接近を顕在化させ、併せて党の性格自体の変化を生み出していった。

そもそもこの多様な集合体を統合する要素は、当初から乏しかつた。それを強いて団結させる為に持ち出した理念が、いわゆる「国民的反対」(Nationale Opposition) である。革命・共和・西歐的議会主義、國際主義、社会民主党や共産党がもたらすであらう大衆支配といった一連の事象に対する国民的立場からの

反対、加えて国民的基盤に立つたキリスト教の受容、これが国民的反対の理念、党の紐帶理念である。これに従つと、国家人民党は本来の意味での政党——政権参加によって自己の主張を実現せんとする——ではなくして、運動(Bewegung) に近いものとなる<sup>(31)</sup>。しかし一方で、国家人民党はその名の通り国民党として大衆基盤を拡大させながら、より本質的には戦前以来の体質を反映して、いくつかの利益団体に経済的・社会的に強く依存していく。従つて、これらの団体の利害を政治の次元で代弁・実現する為には、議会政党として政権に接近する必要があり、この「国民的反対」と「積極的協力」の間の理念上のジレンマこそ、国家人民党を最初から最後まで規定した内的本質の一つであった。

一九二三年、その増大しつつあつた大衆志向性、社会改革的傾向を党主流の伝統的保守勢力に疎まれて、反ユダヤ主義的国粹翼が党を脱すると、早くも政権への接近を求める声が聞かれるようになつた。ヴェスター・ブルジョワ的連立を考えたが、それが実現せぬまま間もなく成立したクーノ内閣と国家人民党は、短命な内閣ではあつたが、人的結びつきによつて親密な関係を持つところまでいっている。

国家人民党の内包する理念上の矛盾が最初に爆発したのは、一九二四年のドーザ案問題においてであつた。一九二三年の危機的状況の中でドイツの賠償支払い能力は底をつき、経済も破局に瀕した。かくして、ドイツ経済復興をからめた新賠償支払い計画が作成されるに至る。ドーザ案と呼ばれたこの計画は、しかしながらドイツ国内に新たな抵当を設けた上で初めて外資を導入する、

という面があつた。国家人民党はこれを「第二のベルサイユ」と見なし、反対する立場をとつた。党的理念から見れば、当然の論理的帰結である。一九一四年五月にドーザ案を争点とする総選挙が行われると、党は国民感情に訴える反ドーザ案キャンペーンを実施、ハンブルク臨時党大会でも「反ドーザ案」は党に恰好の団結材料を与えたかに思われた。選挙の結果は大勝であつた。社会民主党を抑えて、国家人民党は第一党に躍進した。しかし一方でこの事態を議会主義の見地から見た場合、もはや同党を無視したままでは政局の不安定を招くという結論が導かれる。又国家人民党にも、それなりの連立志向が無いわけではなかつた。かくして国家人民党を含めた連立交渉が、一部で行われることとなつた。

しかし政権参加はドーザ案反対の立場を維持したままでは不可能であり、この立場を今になつて緩和することは、党内に大きな波紋を呼ぶであろうと予測された。連立交渉は成らずに終つた。そして党は再び何の遠慮もなしに、ドーザ案に反対できるようになつた。七月一六日、ロンドンで同案に関する協定が調印されるところ、舞台は批准国会に移る。ところが、国有鉄道の民営移管を含んだロンドン協定は、その内容において憲法改正を必要とするものであった。憲法改正に必要な国会の三分の二多數は、国家人民党なしでは不可能である。党はキャスチングボーダーを握つた。この段階に至つて、党内外の状況に微妙な変化が現れる。党内では、確かにドーザ案反対が多數であつた。当初同案に理解を示したヘッヂですら、ロンドン協定には反対している。党的地方組織も、多くが協定反対であつた。<sup>(35)</sup>ところが協定を支持する動きが、いく

つかの要素から生じたのである。地域的には西部ドイツ、特に連合国の占領を被つてゐるライン地方、産業的には国家人民党内工業翼を代表するドイツ工業全国連盟(Reichsverband der deutschen Industrie)<sup>(36)</sup>、同じく農業翼を代表する全国農村同盟、そして党内労働者翼のキリスト教系労組勢力がそれである。ドイツ工業全国連盟の動きは、外債導入に期待するところ大であつた工業界の意向を強く反映していた。工業界には他により国粹主義的理念の強い団体もあつたが、国家人民党には前者が強い影響を与えた。全国農村同盟の動きは微妙であつた。元来同同盟は、国家人民党の反ドーザ案キャンペーンを積極的に支持していた。といふのも、反シユトレーゼマン外交のキャンペーンによつてシユトレーゼマンを政府から排除し、自らの利益を代弁する右翼ブルジョワ内閣を設立せんという見通しが持たれていたからである。しかしその見込みが失われた今、本質的に高率の農業関税を求めていた彼らは、その実現の為政府に接近する方向を考えるに至る。特に西部ドイツではこうした動きが強かつた。こうして農村同盟では单一の決定を下すことが難しくなり、判断を個々の議員に委ねる——政府案支持を容認する——方向に進んでいった。<sup>(38)</sup>又労働組合は基本的にこう考えていた。ドーザ案受け入れによって考えられるドイツ産業の振興は、労働条件の改善をもたらすであろうし、雇用の拡大を実現するであろう。

ドーザ案をめぐる党的動搖は、大衆政党化、組織政党化の不十分であつた国家人民党に対し、利益団体がその経済上、選挙動員上の実力を背景にして行使した圧力と、党本来の国民的反対理

念、その扱い手、そして從来顧みられる少なかつた地方組織<sup>(39)</sup>

とが対立した結果であった。党指導部 (Parteileitung) はこの対立を調整することができず、最終的判断を議員個人に委ねた。

その結果、八月一三日の採決で党議員団はほぼ半々に分かれ、互いに相反する投票を行つたのであった。この時の賛成議員と反対議員の顔触れには興味深い点もあるが、ドーザ案に関する党内の分裂行動では、むしろ議員団を超えた集団力学が働いていたと言えよう。分裂投票という恥ずべき事態に陥つて、地方組織からの

党指導部に対する批判が強められたが、それは戦前以来の上意下達構造を持った党の前近代的体質に対する、下部組織の怒りでもあつた。選挙で大勝をもたらした筈のスローガンを党中央が裏切ることは、選挙民を把握する組織として許せないことなのである。地方組織の指導部攻撃は、結局後者の辞任をもたらすことになる。党首ヘルクトは辞任し、ヴィンクラー (A. Winckler)、シーレ (M. Schiele)——後にはヴェスター (A. Wiesner)——らが新指導部を形成した。この党内転回に際しての勢力配置は、次の通りである。独立団体としては全独連盟、ドイツ将校国民連盟 (Nationale Verband Deutscher Offiziere) が、指導部辞任要求の先鋒となつたが、未だ解体せざる保守党も侮り難い実力を持つて、これに加わつた。党内では、特に東エルベの邦連盟がこれと同じ立場に立つた。強硬なものにシュランゲル・ショーニゲンのポンメルンや、東プロイセン、テューリンゲン、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、オズナブリュック等が数えられる。東部邦連盟で指導部擁護を明確にしたのは、ベルリン等僅かなもので

あつた。又党傘下の青年組織であるビスマルク青年団 (Bismarckjugend) も指導部批判に与し、保守党、合同ドイツ祖国連合 (Vereinigte Vaterländische Verbände Deutschlands)<sup>(40)</sup>、ドイツ工業連合、「国民的リハーサル」 (Nationale Ring)<sup>(41)</sup> は、党中央監視の為の「政治委員会」なるものを創るところまで進んだ。他方で、指導部自身が自己弁明したことはもちろんであるが、彼らを党内で擁護したのは、キリスト教系労働組合グループのみであつた。<sup>(42)</sup>

では、ドーザ案問題で党が示した分裂状況は、党が成立以来持つていた多様性とどのような関連を持つのであろうか。先に見たように国家人民党には、伝統的保守主義を奉ずる保守党系グループ、全独連盟を中心とするグループ——この二者は実際の活動においては、ほとんど行動を共にしていた——、キリスト教系労働組合に關係の深いグループ——キリスト教社会派及び青年保守層——、そして議員団多数を形成したこれら二極の中間に位置するグループ等が存在した。中でも敗戦と革命に際して全く異なる展望を示した左・右両勢力は、ドーザ案問題でも右派が受諾反対、左派が受諾賛成又は賛成に近い立場といふように、異なつた判断を示したのであつた。右派は党の原理とも言つべき国民的反対理念に基き、左派は、特に青年保守派において顯著であつたが、自己の信ずる真に「国民的」なブロックを政府レベルで実現せんとする方向性の中で、それ各自らの行動を確定したと言えよう。

この基本的構図の上に、ドーザ案の社会・経済的性格の色濃さが反映して、議員団の頭上を覆つた利益団体の意志交錯を見たので

ある。農村同盟、工業全國連盟の動きは、この部類に属する。それゆえ、議員団における賛否の別は必ずしも左・右派の区分と一致していない。

結局、党の構造的側面において下部、地方組織の発言権が増大したこと、即ち党の古い体質である利益団体依存が批判されたことと、党内の新たな陣営形成が促進されたことをもって、ドーズ案が党に与えた影響は集約され得るであろう。そして又これをきっかけに、国家人民党の保守派集合体としての内部バランスが崩れ始めるのである。党構造におけるこうした変化過程は、垂直面での議員団主流と地方組織・邦連盟との、そして水平面での党内右派勢力と左派勢力との対立・分解に現れることになる。

ドーズ案問題後の国家人民党をその垂直面で分析すると、議員団の連立志向への集結と定着がまず目立つである。ヴェスター  
ラ新指導部は議員団の把握に努めたが、その結果一九二五年夏に行われた党指導部に対する信任投票で、議員団のほとんど全員が指導部の連立志向を支持した。<sup>(44)</sup> 野党的立場に固執したのは、僅か六名であった。<sup>(45)</sup> 党指導部が何故連立を目指し、政権参加の方針を採ったかは、党財政の見地からも説明できる。ワイマール共和政前半において、党はその財政基盤を、地方組織からの上納金に加えて利益団体の献金に負うていた。農村同盟などが、その典型的なものである。そして地方組織、特に邦連盟が自立性を高めていく中で利益団体への財政依存度を上げることは、党中央の地方に対する主体性を確立する為に必要なことなのであった。<sup>(46)</sup> 利益団体は、ドーズ案問題で見たように自己の基本的利益を実現する為

に、党が政権に接近することを望んだ。党指導部は、既に述べた理由でこれら利益団体の意向に沿わざるを得ない一面があつた。このようにして連立方向で一つにまとまっていった議員団に対しても、垂直的対抗状態に入ったのが邦連盟——地域的には東部ドイツを中心としている——である。邦連盟は、結党以来高い自立性を保持していたが、党の前近代的体質——利益団体をもつて政党の大衆組織に代替させる——の下で党政策の決定にさしたる発言権を持っていなかつた。そのことは党機構の中で最高の決定機関とされた党大会が、少なくとも一九二四年——一九二五年頃までは実質的機能を果たしておらず、代つて党幹部会が最終決定を行つていたことにも表わされている。<sup>(47)</sup>

ともあれ、増大しつつある地方組織の突き上げの中ではあつたが、党指導部は議員団と一体になって連立の試みを行つた。そして一九二五年一月成立したルター内閣に、国家人民党から初めて三名の閣僚が送られるに至る。閣内での同党の地位は、そのポスト——内相、経済相、蔵相——に示される通りけつして低くなかつた。他方でほぼ同時期、自他共に右翼・帝政主義者たることを認めるヒンデンブルクが共和国大統領に当選・就任したことは、保守派のワイマール国家に対する姿勢を微妙に変化させた。<sup>(48)</sup> 一九二四年以降の経済の復興、社会の安定化も、保守派の政権参加を容易にしたと見ることができる。しかし入閣後間もなく、ロカルノ条約締結をめぐって問題が生じた。西欧地域における集團安全保障体系としてのロカルノ条約はシュトレーゼマン外交の成果の一つであつたが、敗戦後の現状を固定するのではないかという保

守派の疑念を呼ぶことになった。国家人民党に近い右翼団体も、

この立場からロカルノ条約に反対し、党が政権から離れることを求めた。全独連盟及びその上部組織、合同ドイツ祖国連合は、この趣旨のキャンペーンを張っている。<sup>(49)</sup> これに対し利益団体、特に農村同盟は、農業関税の税率引き上げ等を実現して農業界の苦況を救う為、国家人民党が政府に留まることを主張した。その傾向は工業翼も同様であった。<sup>(50)</sup>

党内の垂直的対立構図においても、政府離脱と閣内残留の意見不一致が顕在化している。<sup>(51)</sup> 一九二五年一〇月二三日に開かれた地方組織幹部の集会では、議員団と党指導部による連立維持方針に反対して政府離脱が強く求められ、結局、これらの勢力や右派の力の前に党中央が屈することになるのである。

一九二五年一〇月一六日ロカルノ条約は調印され、同月二十五日

国家人民党は政府を離れた。台頭しつつあった地方組織と右派の力の前に、指導部は敗れたのであった。<sup>(52)</sup> しかし今回の政府離脱は、単に党内の連立支持の人々が後退しただけでは済まない面を持つていた。各利益団体の中には、遂に国家人民党を見捨てる人々が現れ始めたのである。農村同盟の中もこの点をめぐって意見が分かれ、一部は新党結成の方向に走った。ショレジエンの有力者リヒトホーフェン (P. v. Richthoven) らが、その流れの中で國家人民党を離れている。この動きは、一九二八年のキリスト教<sup>(53)</sup> 国民的農民及びラントフォルクの党 (Christlichnationale Bauern- und Landvolkspartei) 創設で頂点に達する所になると、<sup>(54)</sup> おおむねこの間に、回数の経過で国家人民党を離れる人

々がいた。

ドーザ案問題からルター内閣入閣までの一連の経緯の中で、国家人民党は党体質に大きな変化を見せ始めていた。即ち、利益団体の一部が党を離したことにより、党中央の地方組織依存が強まり、大衆組織を利益団体で代替させるという保守政党の伝統的体质から脱皮していくことである。そして同時に水平的視点を持つて見た場合、従来連立、反連立の路線闘争を覆っていた利益団体の影が後退し、言い替えれば経済上の理由からする連立の可否論議が後退して、純粹の政治理念上からの「連立擁護」対「国民的反対」の対立が形成されていったのである。こうして、農村同盟等の利害を代表する為の入閣ではなくして、政治理念の上から他勢力との連合を求めるグループが再び表面に出ることとなつた。

政治理念上での連立志向勢力の考え方は、一九二六年にD H V の代表的指導者ヘルマン・ウルマンが打ち出した「人民保守主義」(Volkskonservativismus) に見ることができる。人民保守主義という言葉が、ここに初めて生まれた。彼は、カトリシズム、プロテスタンティズムと人民保守主義を並置し、新旧両教の基盤の上に立つて、保守派の中の新しい方向性を持った勢力が「人民保守的戦線」を形成するよう呼びかけた。彼が考えた戦線の構成要素は、正にショーティガーヴアルトが試みた、キリスト教系労働組合を中心とした新政治勢力結集運動におけるものであった。ウルマンは人民保守の概念を、国民的反対理念に見られるようなナショナリストイックな方向性とは一線を画する新しい保守主義とし

て定義した。これは、従来の保守主義や反動主義とは対極関係に置かれるものであり、基本的にその実現手段を、反マルクス主義的、国民的、キリスト教的勢力の結集に求めるとするものであつた。<sup>(53)</sup> 党内労働者翼のワルター・ラムバッハも、人民保守主義という考え方を全面的に同調した。彼は「政治的実践」(Politische Praxis) という雑誌を刊行し、国家人民党の連立政権参加——先に述べた理由から、連立とは中央党との協力を目指したものであつたが——を主張、同誌をしてこのグループの牙城たらしめた。ここに、国家人民党内で敗戦以来新しい保守主義を追求してきたグループが、新たに人民保守派として結集し始めたことを確認できる。彼らはこれ以後、一九二七年に実現することになる政府への再参加を支持し、究極的に一九二九年——一九三〇年の脱党までの間、自己の理念による保守派の改編を試行し続けたのであつた。

一方で、以前より後退したとはいえ利益団体との結びつきを比較的強く保つたのが、議員団主流、即ちヴァースタルプを中心とした人々である。彼らも連立政権参加を標榜し、実際の政治活動において他党との交渉を遂行していった。<sup>(54)</sup> 又、ヒンデンブルクの大統領就任を支持し、彼の藩屏たらんとしたのも彼らであつた。ただこのグループの結びつきは比較的緩やかなものであり、理念的にもある程度の多様性を内包していた。ともあれ議員団は右派の一部議員を除いて、連立推進の立場に立つて、一部地方組織の突き上げと対峙したのであつた。

これら二つの連立志向勢力に対し、国民的反対理念に基く反

共和国・反入閣を主張し、一方で議員団を中心とする政権参加方針を批判しつつ、他方で人民保守派等の新しい理念を否定しようとする側の勢力も、明確な形をとつて集合化し始めた。このグループの中心人物となつたのが、アルフレート・フーゲンベルク(A. Hugenberg) である。既に戦前から全独連盟と密接なつながりを持ったクルップ系の財界人として知られていた彼は、戦後も自己の新聞コンツェルン「シェル」(Scher) を保持しつつ、国家人民党内右派に属して政治活動を行つていた。彼は、財界人の一人であるにも拘らずドーザ案には反対の立場をとり、国会での採決に欠席して独自の考えを示すようなこともあつた。又、ヒンデンブルク大統領に対する姿勢も、単純な支持が共和政体の肯定につながる点を怖れて、条件付きの支持という立場をとつていいた。<sup>(55)</sup> 彼が党内右派、連立反対勢力の中心人物になっていく一つの契機となつたのは、一九二五年に出された「行われざる演説」という題のパンフレットであった。<sup>(56)</sup> 彼はここで、自党が参加している政府に対する決定的対決姿勢を表明した。彼が特に反発したのは、シュトレーゼマンのロカルノ外交であつた。このキャンペーンの経過の中でそのマスクミにおける力も加わって、フーゲンベルクは党内反連立勢力の指導的人物の一人となつていった。フーゲンベルクの背後には全独連盟が控えていたが、この時期の彼らの基本姿勢は、フーゲンベルクも承知していたと思われる同連盟指導者クラース(H. Claß) の手になるクーデタ・独裁計画を見れば判る。彼らの急進性は、共和政はもちろん議会主義の根本的

除去を考えていた程激しいものであった。フーゲンベルクの勢力は、地方の各組織に強力に浸透した。国家人民党の邦連盟は高度な裁量権を持つていたが、これを指導していたのは、地方の名士的階層のナショナリストか又は利益団体の有力者であった。そして特に前者について言えば、それらの人々は選挙に際して勝利をもたらすであろう強力な反政府キャンペーンの推進者であり、フーゲンベルクらのイデオロギー的同志なのであった。又一方で国家人民党は、党中央も地方組織も、他党に比べるとけつして経済的基盤が強固とは言えなかつた。そうした中で全独連盟が党邦連盟への浸透を重点目標としたこと、フーゲンベルクがその財力を有効に使つたこと——一九二六年以來党財政は悪化していた——は、いくつかの邦連盟を党内右派の傘下に組み入れるのに大いに力あつたのであつた。こうして、国家人民党内における垂直的対立構図が、より鮮明になつていく。加えて、少数ではあつたが議員の中にもフーゲンベルクグループが現われている。国粹派のフライタークリーリングホフエン、全独連盟のゴーク(G. Gök)、帝政派のドメス(General v. Dommes)、反動派のティルピツツらであった。

国家人民党は政府への参加の当否をめぐるこのよだな縦横に交錯した対立を内包しつつ、次の段階に入つていった。表面的主導権を握っていたのは党指導部であつたので、それは二度目の入閣という形で現れることになる。特に農業翼の決定的離反を怖れた指導部及び議員団は、一九二七年一月、中央党のマルクス第四次内閣に参加することを決定した。<sup>(58)</sup> 同内閣は中央党、バイエルン人

民党、人民党、そして国家人民党の連立であり、首班マルクスは大統領候補として、共和主義勢力の統一的支持を受けたこともある人物であった。その意味で無党派であったルターの内閣に加わつた時と比べても、今回の内閣を党内右派の各グループに納得させるのは至難歴然たるものがあつた。具体的政策について見るに、この内閣は国際連盟加入、ロカルノ体制の承認といつたシユトレーゼマン外交の肯定、更には共和国の国家人民党による認知を前提条件としており、この点について党内の統一見解を纏めあげることなど最初から不可能であった。一九二六年に党首となつていたヴェスタルプはその点を見通して、他の与党に対し、国家人民党の入閣が同時に共和政体の承認を意味するものでない点を認めさせたのに成功したが、その程度で収まる右派ではなかつた。党の政権参加と同時に全独連盟、保守党の幹部組織第一連合らは激しい批判を開始した。批判、攻撃の潮流は、国会で共和国保護法延長の可否が審議され始めた時その頂点に達することとなる。元来極右テロの中でのエーベルト大統領の緊急命令に起源を持つ同法は、明らかに右翼勢力を敵視するものであり、その中にカイザーの帰国制限に関する条項が含まれていたこともあつて、極右ならずとも保守派多数にとって確かに不快な法律であった。結果としてヴェスタルプは、この法律の延長に同意したのである。その背景には、今度こそ政権内に留まつて経済的利益を実現していくたいという考えがあつたが、様々な弁明にも拘らず、それは党内右派・地方組織に指導部攻撃の絶好材料を与えたのであつた。五一七日、同法延長が国家人民党議員団の賛成の下で可

決する<sup>(61)</sup>、いくつかの地方組織を含めて党内右派はフーゲンベルク中心にして統一的反対行動に出で行つた。この段階では、彼らの権力闘争の目的も明確化されてくる。即ち、彼らが自己の理念を実現しようと思えば一つの選択肢しかない。一つは、党を割つて新しい勢力を結集することである。しかし現段階で、国家人民党に匹敵する新政党を短時日に創ることは、不可能であった。その結果、彼ら自身で国家人民党の主導権を直接把握して党政策を転換させようとする方針が、採られるに至つた。こうして、右派による反指導部、反連立闘争は党の主導権争いという性格を帶び、右派はこの明確な目標に向かって全力を動員し始めた。この際、党指導部によつて入閣目的の一つとされていた全国教育法が人民党の反対で流産したことは、右派による反対キャンペーんに材料を一つ加えると共に、結局党をして政府を離脱せしめ、党指導部の立場を弱体化させたのであつた。

一方でマルクスは中央党の人間である。第四次マルクス内閣への参加は、党内左派にとって明らかに自己の望む新しい連合試行の第一歩であつた。それがさしたる成果もあげずに脱閣するところでは、彼らにとつても大きな痛手であつた。

フーゲンベルクを中心とする右派は、その奪権闘争においていくつかの有効な闘争手段を持っていた。まず第一が、イデオロギー的純粹<sup>(62)</sup>である。党が社会、経済的利害において一致点を見い出し得ないならば、一致点は理念において見い出されねばならぬ。その点、彼らが主張していたものは国家人民党が從来から行つて来た公式論であつたから、理念上の正統性を打ち出すことが

可能であった。第一に、党组织の構造的緩結合に由來する、地方組織への影響力行使の容易さがあげられる。それは、経済的分野と宣伝的分野の両面に亘つて、主としてフーゲンベルクの新聞コントンツェルンを通じて行われた。これらの手段を用いた右派の攻勢は、日々に強化されていく<sup>(63)</sup>。一九二七年から一九二八年にかけての時期は、国家人民党内における潜在的対立要因がその対決姿勢を尖鋭化、爆発させた、言わば党史上の転換点であった。それは二度の入閣によつて火を付けられ、一九二八年のフーゲンベルクの党首就任で頂点に達し、人民保守派の分離・脱党で一応の結論を見るものであり、この転換を経て、国家人民党は政党としての質も理念も大変貌するのである。

党内対立に次の論争主題を与えることとなつたのは、一九二八年五月の総選挙であった。この選挙において国家人民党は、結党以来の大敗北を喫した。それは票数にして二百万票、議席数にして前回の三分の一が失われるという厳しいものであった。党内では、この敗北が何に由来するのか、それぞれの立場に依つた議論が巻き起こつた。対立していた左右両派においては、理念の不一致がそのまま敗因論の不一致・対立となつて現われ、從来の抗争を爆発させるきっかけとなつた。(続く)

## 註

(1) Vgl. Bergsträsser, L., Geschichte der politischen Parteien in Deutschland, Manheim 1921, S. 62-64.; Hertzmann, L., DNV Right-Wing Opposition in the Weimar

Republic 1918-1924, Lincoln 1963, pp.8-31. くニシムハは保守派全体の策11帝政期に於ける影響が長つてゐる。

(a) Chanady, A., "The Disintegration of the German National People's Party 1924-1930" in: Journal of Modern History 1.1967, pp. 66f.

(b) Kruck, A., Geschichte des Alldeutschen Verbandes, Wiesbaden 1954, S.31ff.

(4) 例へば、反ヒダヤ主義的命をかたの強へ持つてゐる。Vgl. Hertsmann, op. cit. pp. 20-23.

(5) 農村地方に於ける大農業家の利益集団による農業家同盟の影响力は極めて強く、様々な中小農民の組織が形成され、勢力を築き始めた。例へばシーネスホーフハイム・ホルシタイン地方にて、この研究が参考となる。Vgl.

Heberle, R., From Democracy To Nazism: A Regional Case Study on Political Parties in Germany, Baton Rouge 1945 (英訳「畠田耕藏訳ナウバーバー」中道寿一訳 1980年、日本販賣社)

(6) マックス・カーナの後継者である、エーリング・ヒルヘルム・ラベト教社派の独裁性を主張し、他方グーレンハイムは大保守派

親衛隊による力の増大を憂つた。Vgl. Hertsmann, op. cit. pp. 23. 例へばマックスの影響にて、Vgl. Opitz, G., Der Christlich-soziale Volksdienst; Versuch einer protestantischen Partei in der Weimarer Republik, Düsseldorf 1969, S.137.

(7) Liebe, W., Die Deutschnationale Volkspartei 1918-1924, Düsseldorf 1956, S.7.

(8) 番組競争のハイマーク=ローリングホーファーの題

の事情を保守党中央の視点から描いてゐる。もとより、他の保守派が自身の弱少を嘆く生存の為に合意を欲したかのようだが、実際さるのものだむのではなくた。Freya-Loringhofen, Deutsche Nationalen Volkspartei, Berlin 1931, S.7-10.

(9) 帝政期迄半ばして六〇議席を保持してゐた保守党が、一九一一年の選挙で四二議席に軒落したが、他の保守政党にもその傾向が見られる。

(10) 起草者の勢力分布。保守党八名、自由保守党九名、キリスト教社会派三名、国民党一名、その他無党派数名であった。本文はヨーロッパ。Liebe, a. a. O. S. 107.

(11) Vgl. Neue Preußische Zeitung Nr. 599, v. 24, Nov, 1918.

(12) 一九一八年一一月十五日在各邦及在外の保守党支部長以下の回状で、カーブタルバは次のように述べてゐる。「…提携やれてくる新党結成の件に対する我が党の取り組みは、未だなれどこな…」 Liebe, a. a. O. S. 10.

(13) 創立宣誓前文ある、「…法と秩序が支配するなり、いかなる国家形体のもとにも協力する…」

(14) Freytag-Loringhofen, a. a. O. S. 9.

(15) その派の理論にてことは次節で述べる。

(16) 本部はハノマルク。男子の商店員のみを会員とする、一九一八年設立で構成員三百五、〇〇〇人に達するヨーロッパ最大のアンゲンヒュトルテ組織であった。政治的には狭い職能的視点であることが多い、強ごたん且ハリスティックな性向を示すことが多く、組織としてのDHPAは、他の十余のトランシュトルテ組織と共に Gesamtverband deutscher Angestellten-Ge-

werkschaften (GedAG) が業務上、人材育成とGe-samverband der christlich Gewerkschaften Deutschlands がDeutsche Gewerkschaftsbund (DGB) が成った。DHB がキリスト教系労働組織である DGB の母体である出発は、むしろそれからだ。DHB は、Vgl. Jones, L. E., „Between the Fronts, The German National Union of Commercial Employees from 1928-1933“ in: Journal of Modern History 48 (1976) pp. 462-482. ドーハーはトマス・モアの『Utopia』Vgl. Kocka, J., „Zur Problematik der deutschen Angestellten 1914-1933“ in: Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik, hrsg. v. H. Mommsen, D. Petzina und B. Weisbrod, Düsseldorf 1974, S. 792-811.

(17) 国家人民院の選票は、多くの場合女性票が男性票を上回る。例へば一九一〇年の総選挙に際しては、中央党、人民社会主義政党の女性票数が男性票数に及ぶ。田中：臣臣の出

群山優位を示す。Liebe, a. a. O. S. 15ff.  
(18) 教会保護、租税特權、國政軍事費、總政地獲得等の要求が既に定められ、革命による十項政見等の要求が減少した点が異なる。

(19) Vgl. Bergsträsser, a. a. O. S. 22-25. et passim.

(20) Kruck, a. a. O. S. 125-130. 租税文の抜粋は Ursachen und Folgen vom deutschen Zusammenbruch 1918 und

1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart Bd. III, Berlin S. 216ff.

(21) „Eine Denkschrift Otto Hoetzsch vom 5 November 1918“ in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 21-3,

1973, S. 337-353. 但、新時代の保守派の「類型」は、ベーブルハク版昭和くらしの賞状書類を対置せんかねれば、木村靖一「氏が展開せよ」と。氏の論文は他にも参考となるが多々。木村靖一「伝統的保守派とナチス」フランツバム期の国家と社会運動と抵抗 中 東京大学社会科学研究所 一九七九年一一五頁—一四五頁：同「ナチスと共和国における保守派の解体」社会科学院研究 一七卷一號 一九七五年一頁—一一四頁。

(22) Hoetzsch, a. a. O. S. 342.

(23) Liebe, a. a. O. S. 114.

(24) Vgl. Jones, L. E., „Adam Stegerwald und die Krise des deutschen Parteiensystems, Ein Beitrag zur Deutung des „Essener Programms“ vom November 1920“ in: V. f. Zg. 27, 1979, S. 1-29: und derselbe „Sammlung oder Zersplitterung? Die Bestrebungen zur Bildung einer neuen Mittelpartei in der Endphase der Weimarer Republik 1930-1933“ in: V. f. Zg. 25, 1977, S. 265-304.

(25) 一九一〇年、ベーブルハクの講演で共産党が解消され、田舎地方で分党が創立された。

(26) Jones, Adam Stegerwald. a. a. O. S. 12.

(27) ドーハーは、トマス・モアの『Utopia』と並んで動いた。 Brünning, H., Memoiren 1918-34, Stuttgart 1970, S. 68ff.

(28) ベーブルハク（H. Zehrer）講義の雑誌 Tat に載った青年保守主義者グループ。

(29) 大内クラウス Vgl. Klemperer, a. a. O. S. 23ff.

(30) Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 10-12.

(31) ハーレー共産政の右翼勢力は脱政黨思想が流行し、  
「聯説」へと転じた。

(32) Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 19ff.

(33) Westarp, K. Graf v., Am Grabe der Parteiherrschaft, Bilanz des deutschen Parlamentarismus von 1918 bis 1932, Berlin, 1932, S. 29.

(34) Korrespondenz der DNVP Nr. 48. Nr. 52. Nr. 53, April 1924 (Liebe, a. a. O. S. 76. Ann. 364, 365, 366.)

(35) 邦連盟の中央の強力なのは 100% が、  
党議員団に強く要請した。

(36) ティッセン (F. Thyssen), ハーゲンバーグなど。ナ  
ショナルの本職職は新進、重工業出身のクルト・バニク (K.  
Sorge) などの化学工業界のカール・シュライベック (K. Duis-  
berg) などもいた。

(37) ディッセン業連合 (Deutschen Industriellen-Vereinigung) がそれである。

(38) 新進の国民党議員 100 名が農村同盟に属して  
いた。間接的関係を含めると、議員団の半数以上は農村。

Stürmer, M., Koalition and Opposition in the Weimar Republic 1924-1928, Düsseldorf 1967, S. 285.

(39) 邦連盟代表がハーゲンの調停工作などを参考した時、全  
国同盟の邦連盟のつる川が反対の立場であり、協定支持を主  
張したのは僅か三つの連盟に過ぎない。

(40) 協定反対五つ、賛成四八、欠席六であった。採決の際の國  
家人民党議員の賛否・地区・職業の一覽表が、ハーゲン。

Vgl. Liebe, a. a. O. S. 168. Ann. 422.

(41) 敗戦後、マルサイヒ条約下で社会主義勢力の圧力に対抗し

て、資本主義を守り復讐政策を進める為に結成された右翼連合  
体。一九二一年、数多くの群小右翼团体が合併した。国家人民  
党と密接な連絡を持つ、全独連盟もこれに属している。

Fricke, D., Die bürgerlichen Parteien in Deutschland,  
1968/70 Berlin, S. 743.

(42) 東ハーベーの貴族、右翼系国民党議員及び農村同盟、祖国連合  
等の代表による緩やかな人的結合体。

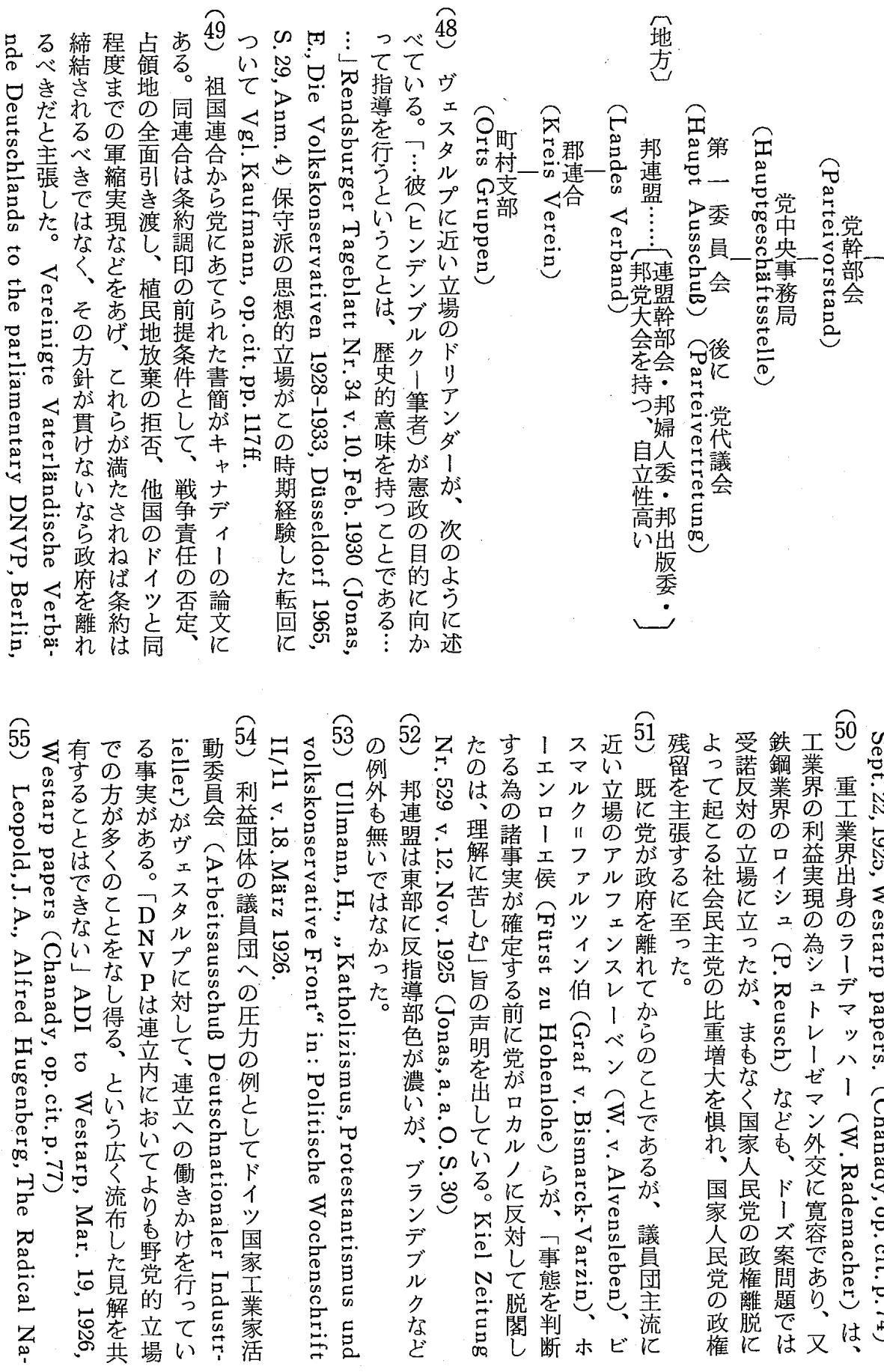
(43) Vgl. Neue Preußische Kreuz Zeitung v. 24. Okt.  
1924.

(44) 彼らの頭脳轉回として、かつて強硬な右派の一人である  
ハーベーのケーニヒスヘルゲンに具体的な例証を見ねばわかる。  
「…右翼が國家を漸次略取し、自由の理念に従って改組せんと  
ある希望は消えた。……外見上、なるほど我々は数的にある  
程度のものを保持しているが内的不安定は大きい。……我々は  
選挙民の政治心理を理解する必要はない」と、ドゥーリングが速かな政権  
参加以外道は無さ…」 Schlaenge-Schänigen, H., Am Tage  
danach, Hamburg 1946, S. 32.

(45) Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 27.

(46) Vgl. Liebe, a. a. O. S. 32-34. 邦連盟の財政にいたるが、  
一般党員費の山の額は極めて低く、東部では大土地所有者  
層が、西北部では工業界・大商人が支えていたと記される。

(47) 国家人民党組織機構 (Vgl. Liebe, a. a. O. S. 34-39.)  
[中央] 計算機 (Vorsitzende) (Stellvertreter) (Schatzmeister)  
[地方] 計算機 (Parteileitung)



tionalist Campaign against the Weimar Republic, New Haven/London 1977. pp. 28f. ハーベン・マルクが田原の入閣

を支持したのは、ルターが無党派であり、むしろ反議会主義的方向で、その政権参加を肥んでいたからであった。彼の系列にあつたTaと紙は、やつこられた論調を展開した。

(55) Hugenberg, „Eine ungehaltene Rede“ (Ibid, p. 188, fn. 19)

(56) Ibid, pp. 31f.

(58) ルクルクが副首相、農村同盟のハーベンが農業相、他に内相、貿易相といった極重要なポストを獲た。動機については「ヴァウスターが次のように述べてゐる。「今日の経済的困難——それは特に農業界に著しい——によつてゐた緊急の使命を自覚つて、我々は政府の仕事に直接関与した」と題する「Chandy, op. cit. p. 79.

(59) Westarp, Am Grabe der Parteiherrenschaft, a.a.O.S. 69ff. Vgl. Teipel, H., Graf Westarp, Der Parlamentarier wider den Parlamentarismus, Berlin 1932, S. 77f.

(60) 一九二七年九月のケーリコスブルク党大会で「カヌタル」は田原の行動を説明、特に共和主義、君主主義じつてた党にとつて根本的に關係する概念を再定義しようとした。そして同時に、保護法延長投票が共和政体肯定を意味しない点を強調したのである。Kaufmann, op. cit. p. 171. 又、一九二七年五月一七日の鼓譟で、この問題について国内で弁明演説を行つてTeipel, a.a.O.S. 78.

(61) ルの諱ハーベン・マルクは、退場をめぐる田原の態度を示してゐる。

(62) 既に反政府声明を出した全独連盟に加入し、ライシ・保守党中央会議の一九二七年一〇月一〇日、反政府決議を採択した。Teipel, a.a.O.S. 78.

守党中央会議の一九二七年一〇月一〇日、反政府決議を採択した。

(63) 全独連盟のトラウプが、一九二七年五月二十一日にシーネーの書簡で展開している。Leopold, op. cit. p. 35. fn. 57.

(64) 中央党のカトリック的分権的教育政策も、第一帝政期以来並立し続けしてきたものであった。Vgl. Eyck, E., Geschichte der Weimarer Republik, Bd. II. Stuttgart 1956, S. 197.

(65) ハーベン・マルクはいかの出版物によるとの攻勢を演じていた。既に一九二七年初頭、「過去と現在からの一條の光」と題する著作を発表し、党内の妥協的路線を批判してたが、同年九月二七日にはヴァウスターが書簡で反議会主義理念を闡述している。Hugenberg, A., „Streiflichter aus Vergangenheit und Gegenwart“ (Leopold, op. cit. pp. 35f. et. passim)